

## 第三方部学校事務運営協議会 規程

第1条（名称及び目的） この会は、第三方部学校事務運営協議会と称し、第三方部校長会の後援のもとに、第16期中教審答申の主旨に則り事務職員が連携して第三方部地域の学校事務部門を強化することを目的とする。

第2条（組織） この会は、原則として次の小中学校事務職員及び第三方部校長会長により組織する。

①檜枝岐小・中学校②伊南小・中学校③上郷小学校及び舘岩小・中学校④南郷第一小学校及び南郷第二小学校・南郷中学校

第3条（役員） この会には次のような役員を置く。

1, 運営協議会長 1名（第三方部校長会長）

2, 事務局長 1名（組織内の事務職員のうち、最上位の職名の者の中から互選する）

第4条（事業内容） 第1条の目的を達成するために、次のような事業を行なう。

1, 年間活動

次のような定例会を設け、昇給調書・例月事務・年末調整・学校予算業務など実務レベルでの連携により第三方部地域の学校事務の質的向上を目指す。

4月 年間の連絡会議の予定・役割分担

5月 定例会

7月 定例会

9月 定例会

10月 定例会

11月 定例会

2月 定例会

3月 年間の反省及び次年度の課題整理

} 給与旅費等の基礎実務から特定課題への取組みなど

2, 特定課題への取組み

実務レベルの連携の他に、上記の定例会では、校内会計の適正化や子どもの学びを支援するための財務など特定課題の研究・研修に当たる。また、この研究成果は、事務局長を中心とした上位職の者が若手を支援するなど連携のもとに各学校へ定着を図るなど第三方部地域の学校事務の質の向上・均一化に努める。

第5条（開催場所等） 定例会等の開催は、原則として会長の所属する学校とする。

第6条（旅費） この会の開催にかかる旅費は、福島県旅費条例に基づき県費旅費対応とする。

附則

1, この規程は、平成18年4月27日より施行する。